

## 鹿 児 島 県 公 報

令和3年8月31日（火）第239号の2



発 行 鹿 児 島 県  
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号  
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課  
定 例 発 行 日 （ 毎 週 火 ， 金 ）

## 目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

## 告 示

- |                             |              |   |
|-----------------------------|--------------|---|
| ○保安林の指定                     | （森づくり推進課取扱い） | 1 |
| ○特定漁業者の規約の制定に係る同意の認定        | （水産振興課取扱い）   | 1 |
| 公 告                         |              |   |
| ○指定管理者の公募公告（2件）             | （都市計画課取扱い）   | 2 |
| ○落札者等の公告                    | （高校教育課取扱い）   | 5 |
| 選 挙 管 理 委 員 会 規 則           |              |   |
| ○鹿児島県選挙事務等取扱規程の一部を改正する規則（※） | （選挙管理委員会取扱い） | 5 |
| ○鹿児島県選挙管理委員会規程の一部を改正する規則（※） | （選挙管理委員会取扱い） | 6 |
| 公 安 委 員 会 告 示               |              |   |
| ○遊技機の型式の検定の告示               | （生活安全企画課取扱い） | 6 |

## 告 示

## 鹿児島県告示第914号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する。

令和3年8月31日

鹿児島県知事 塩田康一

## 1 保安林の所在場所

鹿児島市西佐多町2542番2，2542番4，2557番，2630番，2634番2，2992番2，2993番1，2994番，2996番，2998番から3000番まで，3526番4，3526番9，3527番，3528番，3535番

## 2 指定の目的

水源の涵養

## 3 指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は，定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は，当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は，次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は，省略し，その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び鹿児島市役所に備え置いて縦覧に供する。）

## 鹿児島県告示第915号

薩摩川内市里町里3527番地1 甑島漁業協同組合代表理事組合長大重玄正及び薩摩川内市上甑町平良64番地 浜田直弘からなされた次の区域及び区分に係る漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定による届出に係る

同法第108条第2項の同意は、同項に規定する要件に適合すると認める。

令和3年8月31日

鹿児島県知事 塩田康一

区域及び区分

- 1 区域 薩摩川内市上甕町平良区域（薩摩川内市上甕町平良の地区）
- 2 区分 ぶり雑魚定置漁業、小型定置漁業及び総トン数10トン未満の漁船により主としてきびなごさし網漁業を営む漁業

公 告

指定管理者の公募公告

鹿児島県公の施設に関する条例（昭和39年鹿児島県条例第13号。以下「条例」という。）第4条の規定により、次のとおり指定管理者の公募を行う。

令和3年8月31日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 公の施設の名称  
吹上浜海浜公園
- 2 公の施設の所在地  
南さつま市
- 3 指定管理者に行わせる管理の業務の範囲
  - (1) 公園施設の維持管理に関する業務
  - (2) 都市公園の利用の制限に関する業務
  - (3) 有料公園施設の利用の許可に関する業務
  - (4) 有料公園施設の利用に係る料金に関する業務
  - (5) 都市公園の利用の促進に関する業務
  - (6) (1)から(5)までに掲げるもののほか、都市公園の管理に関して知事が必要と認める業務
- 4 指定管理者に管理の業務を行わせる期間  
令和4年4月1日から令和9年3月31日まで
- 5 条例第5条の規定による申請（以下「申請」という。）に必要な資格
  - (1) 鹿児島県内に事務所を有する法人その他の団体（以下「団体等」という。）であること。
  - (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
  - (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていないこと。
  - (4) 鹿児島県から指名停止を受けていないこと。
  - (5) 法人県民税、法人事業税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
  - (6) 次のアからクまでのいずれにも該当しない者であること。  
なお、資格要件確認のため、鹿児島県警察本部に照会する場合がある。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 役員等が、暴力団員等（鹿児島県暴力団排除条例（平成26年鹿児島県条例第22号）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であると認められる団体等

ウ 暴力団又は暴力団員等が、その経営に実質的に関与している団体等

エ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用している団体等

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して、いかなる名義をもってするかを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している団体等

カ 役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している団体等

キ 役員等が、暴力団又は暴力団員等であることを知りながら不当な行為をするためにこれらを利用している団体等

ク アからキまでに定める者の依頼を受けて申請をしようとする団体等

6 複数の団体等による申請

施設のサービスの向上又は効率的な管理運営を図る上で必要な場合は、複数の団体等が共同して申請することができる。

7 申請の方法

(1) 申請書類

ア 指定管理者指定申請書

イ 管理の業務に関する事業計画書（以下「事業計画書」という。）

ウ 管理の業務に関する収支予算書

エ 法人にあっては、法人の登記事項証明書及び定款又は寄附行為（法人以外の団体にあっては、定款その他の基本約款）

オ 申請書を提出する日の直前2事業年度における決算に関する書類

カ その他知事が必要と認める書類

(2) 申請書類の提出先

鹿児島県土木部都市計画課公園緑地係（鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577）

8 申請を受け付ける期間

令和3年9月22日（水）から同年10月1日（金）までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。

なお、郵送により提出する場合は、令和3年10月1日の消印のあるものまで受け付ける。

9 条例第6条各号に掲げる選定の基準

(1) 事業計画書の内容が、住民の平等な利用を確保することができるものであること。

(2) 事業計画書の内容が、当該公の施設の効用を最大限に発揮させるとともに、管理の業務に係る経費の縮減が図られるものであること。

(3) 事業計画書に沿った管理を安定して行う物的及び人的能力を有していること。

(4) その他知事が当該公の施設の設置目的を達成するために必要と認めるものとして別に定める事項

10 その他

(1) 詳細は、募集要項によるものとする。

(2) 募集要項は、鹿児島県土木部都市計画課公園緑地係（鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577）において、令和3年8月31日（火）から同年10月1日（金）までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までの間、配布する。

指定管理者の公募公告

鹿児島県公の施設に関する条例（昭和39年鹿児島県条例第13号。以下「条例」という。）第4条の規定により、次のとおり指定管理者の公募を行う。

令和3年8月31日

鹿児島県知事 塩田康一

1 公の施設の名称

北薩広域公園

2 公の施設の所在地

薩摩郡さつま町

3 指定管理者に行わせる管理の業務の範囲

(1) 公園施設の維持管理に関する業務

(2) 都市公園の利用の制限に関する業務

(3) 有料公園施設の利用の許可に関する業務

(4) 有料公園施設の利用に係る料金に関する業務

(5) 都市公園の利用の促進に関する業務

(6) (1)から(5)までに掲げるもののほか、都市公園の管理に関して知事が必要と認める業務

4 指定管理者に管理の業務を行わせる期間

令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

- 5 条例第 5 条の規定による申請（以下「申請」という。）に必要な資格
- (1) 鹿児島県内に事務所を有する法人その他の団体（以下「団体等」という。）であること。
  - (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者でないこと。
  - (3) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていないこと。
  - (4) 鹿児島県から指名停止を受けていないこと。
  - (5) 法人県民税，法人事業税，消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
  - (6) 次のアからクまでのいずれにも該当しない者であること。  
なお，資格要件確認のため，鹿児島県警察本部に照会する場合がある。
- ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- イ 役員等が，暴力団員等（鹿児島県暴力団排除条例（平成 26 年鹿児島県条例第 22 号）第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であると認められる団体等
- ウ 暴力団又は暴力団員等が，その経営に実質的に関与している団体等
- エ 役員等が，自己，自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって，暴力団又は暴力団員等を利用している団体等
- オ 役員等が，暴力団又は暴力団員等に対して，いかなる名義をもってするかを問わず，金銭，物品その他の財産上の利益を不当に提供し，又は便宜を供与するなど，直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し，又は関与している団体等
- カ 役員等が，暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している団体等
- キ 役員等が，暴力団又は暴力団員等であることを知りながら不当な行為をするためにこれらを利用している団体等
- ク アからキまでに定める者の依頼を受けて申請をしようとする団体等
- 6 複数の団体等による申請  
施設のサービスの向上又は効率的な管理運営を図る上で必要な場合は，複数の団体等が共同して申請することができる。
- 7 申請の方法
- (1) 申請書類  
ア 指定管理者指定申請書  
イ 管理の業務に関する事業計画書（以下「事業計画書」という。）  
ウ 管理の業務に関する収支予算書  
エ 法人にあっては，法人の登記事項証明書及び定款又は寄附行為（法人以外の団体にあっては，定款その他の基本約款）  
オ 申請書を提出する日の直前 2 事業年度における決算に関する書類  
カ その他知事が必要と認める書類
  - (2) 申請書類の提出先  
鹿児島県土木部都市計画課公園緑地係（鹿児島市鴨池新町 10 番 1 号 郵便番号 890-8577）
- 8 申請を受け付ける期間  
令和 3 年 9 月 22 日（水）から同年 10 月 1 日（金）までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとする。  
なお，郵送により提出する場合は，令和 3 年 10 月 1 日の消印のあるものまで受け付ける。
- 9 条例第 6 条各号に掲げる選定の基準
- (1) 事業計画書の内容が，住民の平等な利用を確保することができるものであること。
  - (2) 事業計画書の内容が，当該公の施設の効用を最大限に発揮させるとともに，管理の業務に係る経費の縮減が図られるものであること。
  - (3) 事業計画書に沿った管理を安定して行う物的及び人的能力を有していること。
  - (4) その他知事が当該公の施設の設置目的を達成するために必要と認めるものとして別に定める事項

## 10 その他

- (1) 詳細は、募集要項によるものとする。
- (2) 募集要項は、鹿児島県土木部都市計画課公園緑地係（鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577）において、令和3年8月31日（火）から同年10月1日（金）までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までの間、配布する。

## 落札者等の公告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

令和3年8月31日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量  
電子計算機サービス及び関連のサービス（ICT支援員配置業務） 一式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
鹿児島県教育庁高校教育課企画助成係  
鹿児島市鴨池新町10番1号
- 3 落札者を決定した日  
令和3年7月6日
- 4 落札者の氏名及び住所  
富士電機ITソリューション株式会社鹿児島支店  
鹿児島市金生町4番10号
- 5 落札金額  
37,180,000円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告を行った日  
令和3年5月28日

**選挙管理委員会規則**

鹿児島県選挙事務等取扱規程の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年8月31日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 松下良成

**鹿児島県選挙管理委員会規則第4号**

鹿児島県選挙事務等取扱規程の一部を改正する規則

鹿児島県選挙事務等取扱規程（昭和25年鹿児島県選挙管理委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

目次中「第4章 削除」及び「第5章 海区漁業調整委員会の委員の選挙並びに解職の請求（第85条―第89条）」を削る。

第2条中「、漁法とは漁業法を、漁令とは漁業法施行令を」を削る。

第32条第3号中「第57条第2項」を「第56条第2項」に改める。

第37条第1項中「第3条第4項」を「第3条第4号」に改める。

第50条第5号中「第57条第2項」を「第56条第2項」に改める。

第63条第2項第1号中「第86条の4第1項」を「法第86条の4第1項」に改める。

第4章及び第5章を削る。

第90条を削る。

別記第4号様式の3中「平成 年 月 日現在」を「 年 月 日現在」に改める。

別記第17号様式中「第57条第2項」を「第56条第2項」に改める。

別記第18号様式中  
 「第 五 十 七 条 第 二 項」  
 を  
 「第 五 十 六 条 第 二 項」  
 に改める。

別記第36号様式から別記第39号様式までを削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

鹿児島県選挙管理委員会規程の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 3 年 8 月 31 日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 松下良成

**鹿児島県選挙管理委員会規則第 5 号**

鹿児島県選挙管理委員会規程の一部を改正する規則

鹿児島県選挙管理委員会規程（昭和33年鹿児島県選挙管理委員会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第16条第 3 項を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

**公安委員会告示**

**鹿児島県公安委員会告示第93号**

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第 4 項の規定により申請のあった次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第 4 号）第 6 条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合していると認めた。

令和 3 年 8 月 31 日

鹿児島県公安委員会委員長 石窪奈穂美

遊技機の種類	型式名	製造者の氏名又は名称	検定番号
ぱちんこ遊技機	Pリアル鬼ごっこ 2 V 1 B	株式会社高尾	1P0705
ぱちんこ遊技機	P天才バカボン 6 F N - F	株式会社大一商会	110039
回胴式遊技機	S ANEMONE FF	株式会社ロデオ	1S0790